

和泉守殿とあるは後人の記入にして、追啓に敵其表へ打出といふものは北條氏政を指し、本文に吾分父子といふは既橋城主北條高廣・景廣父子なるが如しとせり。

十月廿五日。上杉謙信の臣遊佐續光・鯨坂長實、能登に制札を與ふ。

【上杉家文書】

一五九四

御制札

- 一、無道狼藉之事。
- 一、わしがいの事。
- 一、博塞はくゑきの事。
- 一、見あひさうでん人かどひの事。(相傳)
- 一、前々の遺恨在之而、或はわやのかたき女かたきの事。
- 一、喧嘩口論至于有之者、理由もいらす双方共ニ成敗之事。
- 一、へいぜぬたちふるまふ間ニて、乗打はきものゝとが

め有べからざる事。  
一、他之被官當國の内にて、たがひに許容すべからず候。但主人なくば可加扶助事。

一、用なきに、奉公人在々所々寺かたへ打まはり徘徊、甚無道之子細ニ候事。

一、定むかるゝ寺社領むさぶりとるべからざる事。  
一、知行如仰出申つけべく候。號境論不請御意聞のわりやう、公事きたこれ有まじき事。

付、八木斗物は鯨坂備中守并遊佐美作守如申付、無大小二國可成由。但有多少者、けんこ可爲糺明事。(取圍)

一、城々在々所々、竹木、わほせつけられ候所政道の事。  
一、前々のやくしやに、越後よりわかせられ候もの、號横目、そる警固、海陸共にの事。(其邊カ)

付、黄金商賣以京目致之事、曲子細也。所詮是も鄙目に可申付事。(田舎目)

右此條々於相背者、不嫌甲乙人、可被加御成敗云々。但依人於背御誕者、可爲逆意由被仰出、被成御印判。(譯信)

者也。仍如件。

天正五年 拾月廿五日

(遊佐續光) 美作守 在判  
(鯨坂長實) 備中守 在判

(朝陽私史所載の文は之と異なり。又その博塞を博知に作る。)

【本誓寺文書】 鳳至郡

一五九五

制札

- 一、越後・越中ノ諸勢濫妨之事。
  - 一、放火之事。
  - 一、人執之事。
- 右之條々、於あきし村本誓寺ニ停是候。若於有違犯輩者、以校名注進之上、可遂糺明者也。仍如件。

(年不詳) 十一月廿七日

古海三介 秀次 在判

(第二通は年次不詳なり。今之を合叙す。)

十一月十六日。上杉謙信の臣吉江信景等、能登

に置かれたる上條政繁に、七尾城の鯨坂長實と協力すべきことを諭す。

【石坂文書】 羽前

一五九六

(前缺)

一、如此御制札萬端可被仰付候。亦實城様爲城代、當地七尾ニ鯨坂備中守被差置上者、大細事共ニ被相尋有御入魂、御備肝要候事。(上杉謙信)

一、初賀州・奥能登、其外他領寺社神領へ御家風衆被差越間布候。於有御用者眞手成者、如何ニも非分横合不申様ニ被仰付、每物被入御念、御用可被足之事。

一、他領他國知行之境目之儀、被進候外ニ御横合御無用ニ候。下々へも堅可被仰付候。惣体無道狼藉喧嘩口論博塞博突、手堅可被仰付候。洩此御政道候者、不入理非も御成敗、實城様へ之可爲御孝儀候事。

一、賀州懸助之儀も、無御見除被合力尤ニ候。下特別而實城様御懸意候間、被仰通不苦候事。

一、當國地衆・他國衆へ、實城様不被御下知御入魂被仰